

「関西電力(株)との守秘義務契約」の 情報開示について

平成25年7月26日

環境事業部環境センター施設課

議題

1. 「関西電力(株)との守秘義務契約」とは何か？
2. 情報開示するに至った経緯と実務、
関西電力(株)の対応
3. 開示後の関西電力(株)の対応

契約書を取り交わしている施設



門真市環境センター
(ごみ焼却施設)



門真市リサイクルプラザ
(資源化施設)

1. 「関西電力(株)との守秘義務契約」とは何か？

「関西電力(株)との守秘義務契約」とは何か？

平成23年3月31日付 電気需給契約書等

「契約者双方に対する守秘義務の条項」

内容

「甲または乙は、相手方の文書等による承諾を得た場合を除き、本契約締結の事実および本契約に関する事項について第三者に開示してはならない。
なお、本条の規定は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。」

平成23年9月29日

戸田門真市議会議員より公文書開示請求

(請求内容)

1. 関電と門真市が交している契約書で、
「守秘義務」が定められている契約書の全て
2. 関電と門真市との契約、料金請求において、
 - ・基本料金単価、力率割引率、長期契約割引率、
 - ・夏期電力量単価、その他の季節電力量単価、
がわかる文書

2. 情報開示するに至った 経緯と実務、関西電力(株)の対応

情報開示するに至った経緯と実務

平成23年9月29日 公文書開示請求



審査実施



平成23年10月14日 延長通知

門真市情報公開条例第 11 条第 2 項

(開示請求に対する決定等)

第 11 条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求書を受理した日から 15 日以内に開示をするかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に同項に規定する決定をすることができない場合においては、30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の理由及び期間を開示請求者に書面により通知しなければならない。

門真市情報公開条例第13条第1項

(第三者保護に関する手続)

第13条 実施機関は、開示請求に係る公文書に他の実施機関、国等及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合においては、第11条第1項の決定をするに当たり、次項に規定する場合を除き、必要と認めるときは、当該第三者の意見を聴くことができる。

- 2 実施機関は、開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、第6条第1号ウ若しくは第2号ただし書又は第8条の規定により当該公文書を開示しようとするときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定める事項を通知して、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 実施機関は、前2項に規定する手続をとり、当該第三者が当該公文書の開示に反対の意思表示をした場合において、当該公文書の開示を決定したときは、当該第三者に対し、開示の決定をした旨その他規則で定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、当該第三者に通知した日から30日を経過した日以後でなければ開示することができない。

関西電力(株)の対応

平成23年10月14日

関西電力(株)に対し、公文書開示意見照会書を送付



平成23年10月21日

関西電力(株)から意見書が届く
(意見：開示しないでほしい)

本市として検討を行なった結果 . . .

平成 23 年 1 1 月 7 日

戸田門真市議会議員には、公文書部分開示の決定

関西電力(株)には、第三者情報開示の決定

門真市情報公開条例第6条第2号ア

(不開示情報)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）については、開示しないことができる。

(1) 略

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められるものを除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの

情報開示するに至った経緯と実務

平成23年11月7日部分開示決定



平成23年12月8日部分開示

門真市情報公開条例第13条第3項

(第三者保護に関する手続)

- 第13条** 実施機関は、開示請求に係る公文書に他の実施機関、国等及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合においては、第11条第1項の決定をするに当たり、次項に規定する場合を除き、必要と認めるときは、当該第三者の意見を聴くことができる。
- 2 実施機関は、開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、第6条第1号ウ若しくは第2号ただし書又は第8条の規定により当該公文書を開示しようとするときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定める事項を通知して、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 実施機関は、前2項に規定する手続をとり、当該第三者が当該公文書の開示に反対の意思表示をした場合において、当該公文書の開示を決定したときは、当該第三者に対し、開示の決定をした旨その他規則で定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、当該第三者に通知した日から30日を経過した日以後でなければ開示することができない。

3. 開示後の関西電力(株)の対応

開示後の関西電力(株)の対応

1. 料金単価や長期特約割引 契約変更なし
2. 守秘義務の一部変更

まとめ

1. 「関西電力(株)との守秘義務契約」とは何か？
ごみ焼却施設及び資源化施設において取り交わしている電気需給契約書等に「守秘義務」の条項が定められている
2. 情報開示するに至った経緯と実務、関西電力(株)の対応
 - (1) 情報開示するに至った経緯
情報の開示義務と第三者保護の観点において、法的な見解を含め専門家の意見を踏まえながら本市として検討した結果、部分開示を実施
 - (2) 実務
今回は、第三者保護も関係していたため、開示まで約2ヶ月半
3. 開示後の関西電力(株)の対応
契約変更等なし、守秘義務の一部変更